

必要書類等確認書

この書類は申請フォーム
登録前に記入すること

学生証に記載の 学籍番号(8桁)		申請者氏名		記入日 年 月 日												
電話番号 (携帯又は固定)		スカラネットに登録した Eメールアドレス														
スカラネット 受付番号	1	0	6	0	0	5		-		0	6	-				

※「スカラネットに登録したEメールアドレス」および「スカラネット受付番号」は、申請受付結果の確認やスカラネットのパスワードを忘れた場合に必要となりますので、登録完了後に控えとして記入しておいてください。

※マイナンバーの再提出が必要となった場合には、登録したEメールアドレス宛に日本学生支援機構奨学金からメールが送信されますので、必ずご対応ください（貸与奨学金案内（大学院）P42 参照）。

・「I」～「II」の「確認項目」を順番に確認し、該当するものに「✓」をして必要書類等を確認してください。

・【原本提出】の指示がない書類は、大阪大学 CLE の「申請フォーム」から提出できます。

【原本提出】の指示がある書類は、各自で用意した封筒(角2)に封入し、「提出封筒貼付用紙」を貼付して郵送又は各学生センターの提出 BOX に提出してください。

・この「必要書類等確認書」は大学へ提出する必要はありませんが、記入内容をもとに大阪大学 CLE の「申請フォーム」を登録し、申請内容に不備が無いよう注意してください。

I. 申請者（あなた）本人の状況及び必要書類または手続き				
#	確認項目	該当に✓	必要書類または手続き（未完了は「受付不可」）	備考
1	日本国籍を有していない		以下のいずれか ・在留カード（又は特別永住者証明書）のコピー ・在留資格と在留期間記載の住民票の写し【原本提出】	・特別永住者と永住者は在留期間の記載不要 ・在留期間延長申請中は 延長申請書類のコピーも必要
2	日本国籍を有しておらず 在留資格が「家族滞在」		日本の出入国在留管理庁発行の 『 出入国記録の写し 』【原本提出】	・出入国在留管理庁に開示請求し取得したもの ！発行には時間がかかるので至急請求推奨！
3	マイナンバーカードがない	大学には 提出しない	住民票がある自治体（役所等）で『 マイナンバー 記載の住民票の写し 』を発行し、「マイナンバー提 出用サイト」からマイナンバーを提出する ※発行した『マイナンバー記載の住民票の写し』はマイナンバ ーの参照に使用し、 大学には絶対に提出しないこと ※日本国内に住民票がない場合は下記の「5」に回答する	左記書類を発行できた場合は、「マイナンバー提出 用サイト」(『貸与奨学金案内(大学院)』p39)の「マ イナンバー提出可否の選択」では、「 提出できます 」 を必ず選択すること ※「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 マイナンバーを確認できる書類は 絶対に大学には 提出しないこと
4	日本国内に住民票がない		機構所定の『 マイナンバーに代わる提出書類 』 (『課税証明書』等の添付が必要)	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p38 を参照)
5	2026 年 1 月 1 日時点で、 日本国内に住んでいなかった		『 海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書 』 ※上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等につい て証明する書類も添付必要	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p38 を参照)
6	「授業料後払い制度」を 申請する (修士段階※のみ申請可)		以下を理解したうえで申請すること 採用後の『返還誓約書』（『貸与奨学金案内』p55）を 提出する前に休学や退学等の学籍異動を願ひ出る場合 は 授業料の後払いができず、納入が必要となる	※ 修士段階は 博士前期課程、修士課程、生命機能研 究科 1～2 年次、高等司法研究科 が該当 ※ 「授業料後払い制度」は、春入学者は在学採用で のみ、秋入学者は二次採用でのみ申込可能
7	博士課程※に在籍中で 第一種奨学金を申請する		博士課程※において日本学生支援機構の第一種奨学金に採用された人が、国立研究開発法人科学技 術振興機構（JST）が実施する「フェローシップ事業等」の支援を受ける又は受けた場合は、第一 種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」は申請できません。申請フォームにて詳細を確認の うえ奨学金申請を行ってください。 ※ 博士課程は 博士後期課程、医歯薬学 4 年制博士課程、生命機能研究科 が該当	
8	海外渡航(留学等)中又は 2027 年 1 月までに 渡航予定(留学等)の 予定がある		申請後も採用関係書類の提出などの手続きが必要です。 海外渡航(留学等)中でも KOAN 掲示等を見逃さず、滞りなく手続きできる方のみ申請してください。	
9	2026 年 10 月 1 日時 点で休学中(休学予定) 又は 2026 年 10 月 2 日以降に休学予定が ある		奨学金申請後に別途、 「学籍異動報告フォーム」から報告 してください。 (https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/idou)	
10	入学時特別増額貸与 奨学金を申請する (2026 年 10 月入学者のみ可)		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」への申込みが必要となる場合があります。詳細は『貸与 奨学金案内』P28 を参照。	
11	あなた自身に住民税が課 税されていて、かつ、大 学院進学の前年以前か りまでの間に離職(又は無 給休職)し、年収が減少し た (2025 年度以降入学のみ可)	収入減少なし なら✓しない	以下のすべてが必要 ・スカラネット「⑧-1.(2)-(c)」で「はい」選択 ・『貸与奨学金案内』p32 の「(3)申請方法」の必要 書類 (1)～(5)のいずれかの書類の提出	・現在の課程に入学した後の離職(休職)は該当しない ・配偶者の離職(休職)は該当しない ・必要書類が提出できない場合は特例措置の申請不可

12	2025 年 1 月 2 日以降に転職、かつ年収が減少した		スカラネット「⑧-1. (2)-(a)」で「はい」選択及び再審査の希望有無を選択。	「再審査を希望します」と回答する場合は後日、再審査に必要な給与明細等の書類の提出が必要です。 なお、再審査に必要な書類の提出期限等は再審査の対象となった方の方に、KOAN 掲示板(個別連絡)等から連絡します。 (「貸与奨学金案内」p29-31 参照)
----	-------------------------------	--	---	--

II. 配偶者の状況及び必要書類または手続き				
#	確認項目	該当に✓	必要書類または手続き (未完了は「受付不可」)	備考
21	配偶者のマイナンバーカードがない	大学には提出しない	配偶者の住民票がある自治体(役所等)で配偶者に係る『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※発行した『マイナンバー記載の住民票の写し』はマイナンバーの参照に使用し、大学には絶対に提出しないこと ※日本国内に住民票がない場合は下記の「22」に回答する	左記書類を発行できた場合は、「マイナンバー提出サイト」(『貸与奨学金案内』p39)の「マイナンバー提出可否の選択」で、「提出できます」を必ず選択すること ※「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※ マイナンバーを確認できる書類は絶対に大学には提出しないこと
22	配偶者は日本国内に住民票がない		機構所定の『マイナンバーに代わる提出書類』(『課税証明書』等の添付が必要)	日本学生支援機構 HP からダウンロード(掲載ページは『貸与奨学金案内』p38 を参照)
23	配偶者が2026 年 1 月 1 日時点で、日本国内に住んでいなかった		『海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書』 ※上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	申請期限までに書類提出できない場合は、後日、日本学生支援機構から提出指示があった時点で個別連絡(KOAN 掲示)にてお知らせしますので、連絡があり次第速やかに提出できるよう準備ください。
24	配偶者が2025 年 1 月 2 日以降に転職、かつ年収が減少した		スカラネット「⑧-1. (3)-(d)」で「はい」選択及び再審査の希望有無を選択。	上記 I. 12 を参照。